

規制改革推進会議（第24回）終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成29年12月12日（火）18:12～18:38

2．場所：合同庁舎4号館2階共用220会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長

4．議事概要：

大田議長 済みません。プロジェクションマッピングの議論が盛り上がりまして、お待たせいたしました。

きょうの議題は、3つです。

1つ目は、屋外広告物規制ということで、これはプロジェクションマッピングに対する規制についてです。

2つ目は、地方における規制改革。

3つ目は、民泊新法が成立して、6月に施行されますが、既に自治体で、独自の条例をつくる場所が出てきております。新法制定後の動向について、観光庁においていただいて、御説明を伺いました。

まずプロジェクションマッピングについて、前半では、国土交通省、後半は、東京都にお話を伺いました。

屋外広告物の規制は、地方が条例を定めることになっておりますので、自治体の判断が重要です。そこで、東京都においていただいた次第です。

議論を簡単に御紹介いたします。

国土交通省に対して、委員からは、次のような意見が出ました。

プロジェクションマッピングは、技術進化が目覚ましいものだから、地方創成につながるように、自治体に実物を見せて、自治体のアイデアが出るようにしてほしい。

ベストプラクティスをベースに、国土交通省でガイドラインをつくってほしい。

申請する側からすると、どこに申請すればいいのかわからない、どのような手続が必要なのかもわからないというのが、前回の議論で出されましたので、手続、申請、届け出の方法などをまとめた実施マニュアルも、ガイドラインの中に含めてほしい。

プロジェクションマッピングのように、新しい技術の場合、自治体からすると、どう扱っていいのか分からず、実施には勇気が必要なので、こういうことについては、条例の主体が自治体であっても、こういうことならできるといったガイドラインを、国が積極的に示していかないと、テンポ感が遅くなってしまわないか。

屋外広告物は有体物であるため、面積や高さの規制があるが、プロジェクションマッピングは、無体物だから、規制の必要性、根拠は異なるのではないか。

こういうご意見、ご質問に対して、国土交通省からの答えをかいつまんで申し上げますと、これまでの屋外広告と、基本的に異なるものであるという認識は持っている。技術的進歩を妨げないよう、適切な規制にしていく必要があるので、条例を決めるのは、基本は自治体ではあるけれども、国土交通省として、ガイドラインを出していきたい。そのために、今、いろいろな自治体で行われている事例について、情報を収集していると。幾つかの事例は、お手元にお配りしている資料の中に示されています。

条例変更が必要な場合もあるので、もう少し自治体から実例を集めた上で、ガイドラインを策定したい。実施マニュアルのようなものについても、自治体と情報共有をした上で、ガイドラインに書き込んでいきたいということでした。

ただ、ガイドラインがいつになるのかということが、明確に示されませんでしたので、国土交通省は、もっと前向きになってほしいという意見が出されました。

その他の委員の意見として、国内の事例を集めるということだが、海外にはいろいろな事例があるわけで、これまでの事例を国土交通省は一体どう見てきたのか。これまでなぜ対応しなかったのか。ゆっくりやっていると、日本中の創意工夫を縛ることになるのではないかと。

国土交通省からは、これまでは、プロジェクションマッピングというのは、屋外広告物として捉えてきており、対応におくれがあったことは、否定できない。なるべく早く、年度内に自治体の情報を集めて、共有していきたいということでした。

私からは、2019年にはラグビーワールドカップもありますので、非常に急がれる課題であると。年度内に自治体の情報を収集して、検討するというのであれば、ガイドラインの策定は来年前半のなるべく早い時期に、私どもが第3次の答申をまとめる前に、ぜひともお願いしたいということ、国交省にお願いいたしました。

次いで、東京都の説明は、お手元の資料をごらんください。条例は、それぞれの都道府県の広告物審議会というところで、検討することになっております。平成24年度の東京都広告物審議会で、プロジェクションマッピングの議論をやった時点で、国の見解は、明確に示されていなかったもので、都として、判断をしたと。プロジェクションマッピングという新しい手法が、従来の枠におさまりに切れない場合も将来的には出てくるかもしれないが、現段階では、従来の屋外広告物として取り扱うことにした、ということで、資料にあるような取りまとめをした、と。

つまり、企業名、商品名が映らないこと、禁止区域ではだめ、許可区域では一定の規格内、道路をまたいだ投影はだめ、ということです。ただ、新しい手法ですから、個々の事例が出てきたらそのつど判断して、特例許可を出すという方針でやってきているということでした。

これに対して、委員から出た意見は、プロジェクションマッピングは、お金もかかりやすく、営利ということ意識していいのではないかと。企業の投資を喚起することにもなる、と。屋外広告物と違って、プロジェクションマッピングは、投影時間が限られていますか

ら、企業名が短時間出るのは考えていいのではないか。

また、なぜ道路をまたいで投影禁止ということになるのか。プロジェクションマッピングの技術は、遠くから投影することで、かなり遠距離に映写できるわけです。だから、ドライバーから見えない形で投射することもできますし、道路を何かで塞ぐということはありません。したがって、なぜ道路またぎがいけないのかと。

また、有体物の広告物の場合は、落下の危険がありますから、高さとか、面積の規制があるわけですが、プロジェクションマッピングは、そういうことはないので、なぜ面積や高さを規制するのか、その根拠はどこにあるのかといった意見がありました。

つまりこれまでの枠にはまらないのが、プロジェクションマッピングですから、既存の広告の規制を当てはめるのが、問題ではないかと。

さらに、そもそもプロジェクションマッピングは、屋外広告物に当たらないのではないか。屋外広告物は、有体物に該当するもので、物理的に塞ぐとか、壁を占有するというを前提としておりますが、プロジェクションマッピングは、それではありませんから、そもそも規制の対象になるのかといった意見がありました。

これに対して、都からは、営利目的については、収入を公益的目的に入れるということで、認めているということでした。

道路をなぜまたいではいけないのかということについては、安全上の規制であると。遠くからドライバーがプロジェクションマッピングの映像を見て、びっくりすることがあるのではないかと、あるいは信号機が塞がれてしまうことがあるのではないかとということでした。

また、将来、技術革新が進んで、現在の規制が当てはまらないようなことになれば、法律を越えることだから、国として、そういう判断を示してほしいということと言われましたが、これに対して、委員からは、都の条例であっても、屋外広告物から外すことはできるはずであると。

東京都からは、平成24年の広告物審議会のときも、屋外広告物に当てはまるのかどうか、既存の規制に当てはまるのかという議論があった。しかし、その時点では、少なくとも、何らかの対応をせねばならないし、新しい法律は打ち出されていなかったもので、現在の法律の枠組みで、整理する必要があったという御回答でした。

国土交通省からガイドラインが示されれば、見直すのかという質問に対しては、内容をまだ確認していないので、これから内容を見て、判断していきたいということでした。

また、特例許可を出すのに、どれぐらいの時間がかかるのかという質問に対して、まずやりたいという人から相談があって、いろいろな条件を前さばきして、これならいけそうだと決まってから、さらに2～3カ月かかって、許可が出るということでした。

これに対して、そもそも特例許可の作り方が問題なのではないか。つまり申請する側が、全部自分で調整を行って、前さばきをしなければならないという、たてつけになっているので、これでは、実際には、プロジェクションマッピングは進まないのではないかと

という意見が出されました。

以上が主な議論です。

続いて、地方の規制改革についてです。

自治体ごとに書式、様式が異なっていることによって、企業の負担になっており、各府省に見直してほしいものを抽出しておりましたが、今回、46の書式等抽出されました。

これについて、今後、各府省に改善を求めていきます。具体的な書式については、資料をごらんください。

これに対して、地方において、書式、様式が統一されるだけでなく、同じようなデータを何度も入力しなくて済むように、ワンスオンリーを心がけてほしいという意見がありました。

また、行政手続部会の高橋部会長から、これでどれだけ企業の行政手続コストが削減されるのかということが問題であるので、行政手続部会でも連携して、この効果を図っていききたいという御意見が出されました。

最後に、民泊についてです。

お手元の資料にありますように、大田区、新宿区については、条例案を議決済み、その他、京都市、世田谷区、横浜市では、条例案の意見募集、条例検討のための有識者会議等の設置がなされています。

今後の観光庁のスケジュールは、12月内にガイドラインを出すと。また、現在、自治体との連絡会議を行って法律の趣旨の説明をしており、第3回が12月19日に開催されるということです。

これに対する委員の意見として、ガイドラインのおくれが問題である、と。私どもは、地方の条例によって、民泊の趣旨が生かされず、実質的に民泊ができない状態になるのではないかというのは、懸念をしておりました。このことについて、観光庁からは、ガイドラインを示すという回答を得ておりました。しかし、ガイドラインは、少なくとも政令ができた直後に出されないと、国としての役割を果たせないのではないかと。

これに対して、観光庁からは、年内には出したいがおくれてしまった、なるべく法律の趣旨を届けるように、牽制球は投げているし、周知徹底にも努力しているのだが、なかなか届いていないようだとのお答えがありました。

なぜこんなにおくれたのかということ質問しますと、パブコメでいろいろな論点が提示され、条文ごとに細かく想定されるものを記述する形でやっているのでは、おくれってしまったということでした。

次に委員からの質問として、新宿区、大田区で決められた条例の中身は、過去の国会答弁に照らすと、不適切と言えるのではないかと、これに対して、どう対応するのかと。

観光庁のお答えは、不適切な要素があるように見受けられる。ただし、大田区は、特区でうまくいっているのでは、これをそのまま引き継ぎたいということであるという説明がありました。

また、現在、既に条例ができているものに見直しを要請できるのかという質問に対しては、既に決めた条例を直せとは言えないが、客観的に見て、法解釈上、問題がある場合は、それをきちんと伝えて、よく考えてもらうことにしたいという答えでした。

また、条例は、6月の法施行の後も制定できていることになっているわけなので、民泊事業をやっている人から見ると、途中で状況が変わってしまうことになり、不安定になるのではないかという質問がありました。

これに対しては、自治体に対して、法施行後に条例を決める場合は、事前の周知を徹底し、経過措置をしっかりとるよう、求めていくということでした。

また、条例を検討中の京都、世田谷、横浜に対して、再検討を求めるアクションを起こしてはどうかという意見に対して、常に要請をしているし、今後も再検討を求めていきたいということでした。

私からは、早急にガイドラインをつくっていただき、法律の趣旨を周知徹底してほしいということをお願いいたしました。

この件は、規制改革推進会議でも、フォローアップしていきます。

きょう、梶山大臣からは、プロジェクションマッピングがより効果的に活用できるよう、新たな許可基準を定めることも含めて、検討が行われることを期待する。2年後、3年後に活用できるように、課題の洗い出しをやってほしいという発言がありました。民泊については、「幾つかの地方自治体で実施を制限する条例が定められている。民泊の積極的な活用を図るためには、関係省庁による制度の周知徹底が重要だ、シェアリングエコノミーをしっかりと広げていくことが大事だ」という御発言でした。

私からは、以上です。

司会 そうしましたら、御質問のある方は、挙手の上、お名前と御所属を言っておきまして、簡潔をお願いいたします。

どうぞ。

記者 プロジェクションマッピングのことで、2点、教えてください。

1つは、国交省のガイドラインのお話がありましたけれども、会議としては、これが出てくるのを待つことになるのでしょうか。それとも、引き続き、この件というのは、ずっと議論をしていくのでしょうか。

もう一つは、東京都と国交省の両方で、委員の方から出てきた、そもそも規制の必要はないのではないか、有体物ではないであろうというの、ガイドラインの中で、そういう要素が出てくる可能性があるイメージを持ってもいいのでしょうか。ガイドラインというのは、あくまで規制の対象として、今までのものとは違う形の規制をしていきますという意味なのか。規制の必要がないという議論は、きょうのところでは、東京都や国交省からは、それはないという感じなのでしょうか。

大田議長 きょう、さまざまな論点が出されて、この問題は重要であるという認識を新たにしましたので、今後の進め方は今の時点では何とも申し上げられませんが、引き続き

の議論をしていきたい、ガイドラインが出るのを待っていることにはしない、と思っています。

それから、プロジェクションマッピングは、そもそも屋外広告物としての規制は必要ないのではないかというのが委員の意見であって、全く自由にしろということではありません。

国交省からは、きょうは、それについての直接の御回答はありませんでしたが、有体物、無体物という分け方は、これまでしていなかったものの、プロジェクションマッピングは、技術の手法として、新しいものであるので、これまでの規制の枠組みではない、技術特性に合った枠組みを考えたいというお答えがありました。

よろしいですか。

記者 はい。ありがとうございます。

司会 ほかにございますか。どうぞ。

記者 民泊のところについてなのですが、新宿区と大田区の条例の件で、観光庁から、不適切な要素もあるという説明があったということなのですが、具体的にどの部分が趣旨と反するというところなのか、教えていただけますか。

大田議長 これは正確にお答えしたほうがいい箇所だと思います。まず委員の質問を咀嚼して言いますと、民泊というのは、住居専用地域で営業するというところで、180日以内という制限が設けられています。ところが、大田区・新宿区の場合は、住居専用地域でだめだということになっているわけです。そういうことを踏まえての質問で、それに対して、不適切な要素がないとは言えないという回答でした。

司会 もう少し技術的に言いますと、広範な区域で、年間を通じまして、全面的にいわゆる民泊を禁止するということは、事実上、営業ができなくなってしまうという、過度な規制になるので、法の趣旨に照らして、適切ではないということだったと思います。

記者 ありがとうございます。

その部分なのですが、大田区の場合は、全ての期間、住専地域で禁止ということで、今の趣旨に反すると思うのですが、例えば新宿区だったり、ほかの横浜市などの検討状況で、平日は禁止となっていると思うのですが、そういった場合も、この趣旨に反してくるという理解でよろしいのでしょうか。

大田議長 そこは明快な回答はありませんでした。ただ、年間180日以内というのが法律ですから、そこと余りに大きく乖離していることに対しての委員からの質問であったと思われる。

観光庁からは不適切な要素がないとは言えないが、それぞれの地域の実情があるのでという答えですね。

司会 もうちょっと踏み込んでいました。不適切かどうか、そのような要素は、強いと思うということでした。大田区、新宿区は、土地柄が違うので、いろんな事情を踏まえて、考えられておられるのだけれどもという感じでした。

大田議長 よろしいですか。

記者 はい。

司会 それでは、そろそろお時間ですので、よろしいでしょうか。

それでは、本日の記者会見は、終了いたします。ありがとうございました。

大田議長 ありがとうございました。